



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

920	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
921	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	1
922	〃	( 〃 ).....	2
923	〃	( 〃 ).....	2
924	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	3
925	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
926	道路の供用開始	( 〃 ).....	3
927	道路の占用を制限する区域の指定の解除	( 〃 ).....	4
928	道路の占用を制限する区域の指定	( 〃 ).....	4
929	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	5
930	令和5年度キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入及び運用業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(会計課).....	5

### ○ 公告

	入札公告	(道路保全課).....	7
	〃	(会計課).....	10

## 告 示

### 和歌山県告示第920号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000902	グループホーム それいゆ	橋本市神野々10-14-5	短期入所（空床型）	特になし	それいゆ合同会社	岩出市桜台621番地	令和5.8.1

### 和歌山県告示第921号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第922号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第923号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第924号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
太地町漁業協同組合の地区	鯨類追込網漁業及び小型定置漁業	南紀第7

**和歌山県告示第925号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩田保呂線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡上富田町生馬字生馬口 1497番8地先から同町生馬字生 馬口1504番1地先まで	旧	6.80 } 37.50	138.50	一般供用仮栈橋 L=36.10
同上	旧	7.20 } 12.90	107.20	(仮称) 新山王橋 L=39.60
同上	新	8.20 } 15.68	107.20	山王橋 L=39.60

**和歌山県告示第926号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年8月8日

道路の種類 県道

路線名 岩田保呂線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町生馬字生馬口1497番8地先から同町生馬字生馬口1504番1地先まで

供用開始の期日 令和5年8月8日

### 和歌山県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、令和元年和歌山県告示第577号で指定した次の道路の占用を制限する区域の指定を解除する。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 道路の占用を制限する区域の指定を解除する区域

道路の種類	路線名	占用の制限を解除する区域
一般県道	吉原湯浅線	有田郡湯浅町大字栖原地先から有田郡有田川町大字奥地先まで

#### 2 道路の占用を制限する区域の指定を解除する区域の表示

次の図面のとおり

次の図面は省略し、その関係図面は和歌山県県土整備部道路局道路保全課に備え置いて縦覧に供する。

#### 3 占用の制限を解除する理由

災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があるとは認められないため。

#### 4 占用の制限を解除する期日

令和5年8月8日

### 和歌山県告示第928号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定するので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般県道	吉原湯浅線	有田郡湯浅町大字栖原地先から有田郡有田川町大字奥地先まで
一般県道	梶取崎線	東牟婁郡太地町大字太地地先から同町大字太地地先まで

#### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

#### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 4 占用の制限を開始する期日

令和5年8月8日

## 和歌山県告示第929号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

寺尾地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	伊都郡	かつらぎ町	寺尾	野井ノ田	107番3	
2号	〃	〃	〃	〃	113番	
3号	〃	〃	〃	寺之段	148番	
4号	〃	〃	〃	西畑	153番1	
5号	〃	〃	〃	〃	160番1	
6号	〃	〃	〃	〃	159番1	
7号	〃	〃	〃	門石	172番1	
8号	〃	〃	〃	西畑	157番1	
9号	〃	〃	〃	寺垣内	201番1	
10号	〃	〃	〃	〃	204番	
11号	〃	〃	〃	分畑	132番1	
12号	〃	〃	〃	〃	〃	
13号	〃	〃	〃	寺垣内	216番	
14号	〃	〃	〃	分畑	124番2	
15号	〃	〃	〃	〃	123番1地先	道路敷
16号	〃	〃	〃	野井ノ田	120番	

## 和歌山県告示第930号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和5年度キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入及び運用業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

令和5年度キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入及び運用業務

## (2) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。ただし、コンソーシアムの場合においては、各構成員は2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) この一般競争入札における仕様書に記載する現地説明会に参加した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかが現地説明会に参加した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからキまで及びケの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、登記事項証明書

オ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

カ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 2の(2)の要件を満たすことを証明する書類の写し

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからキまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) (1)のアからウまで、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和5年8月8日（火）から同月23日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年8月8日（火）午前9時から同月16日（水）

午後5時までの間に和歌山県会計局会計課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年8月8日（火）から同月23日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、配達証明付きの書留郵便により令和5年8月23日（水）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県会計局会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3281

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メールアドレス e1201001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和5年8月31日（木）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

### 入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 調達年度及び調達案件番号

令和5年度 調達案件番号080300-202307270957-1号

##### (2) 調達案件名

道路保全課 道路維持作業車（路面清掃車（ロードスィーパー））

##### (3) 調達物品の名称及び数量

道路維持作業車（路面清掃車（ロードスィーパー）） 1台

- (4) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (5) 納入期限  
令和7年3月31日（月）
- (6) 納入場所  
海草振興局建設部 管理保全第一課  
（和歌山市森小手穂227番地）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「自動車」に登録されている者であること。  
また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館9階  
和歌山県県土整備部道路局道路保全課
- (2) 期間  
令和5年8月8日（火）から同年9月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
- ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
- イ 入札日時  
令和5年9月20日（水）午前10時
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年9月19日（火）午後5時までに和歌山県県土整備部道路局道路保全課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した



金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

#### 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路保全課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路保全課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

##### ア 名称

和歌山県県土整備部道路局道路保全課

##### イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3111

ファクシミリ番号 073-441-3114

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Road sweeper : 1
- (2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 20 September 2023 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 19 September 2023)
- (3) Contact point for the notice :  
Road Maintenance Division, Road Bureau, Prefectural Land Development Department,  
Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-3111  
FAX 073-441-3114

## 入札公告

令和5年度キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入及び運用業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年8月8日

和歌山県知事 岸本周平

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
令和5年度から令和10年度まで
- (2) 業務の名称  
令和5年度キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入及び運用業務
- (3) 業務の期間  
契約締結日から令和11年3月31日まで
- (4) 業務の内容  
仕様書による。
- (5) 業務担当部局  
和歌山県会計局会計課

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和5年和歌山県告示第930号に規定する令和5年度キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入及び運用業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁本館1階  
和歌山県会計局会計課
- (2) 期間  
令和5年8月8日（火）から同年9月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山

県条例第39号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

#### 4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

##### (1) 場所

3の(1)と同じ。

##### (2) 期間

3の(2)と同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和5年8月8日（火）午前9時から同年9月4日（月）午後5時までの間に和歌山県会計局会計課に対して所定の別紙「質問申出書」により行うものとする。

#### 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

##### イ 入札日時

令和5年9月20日（水）午前11時

##### ウ 開札場所

アと同じ。

##### エ 開札日時

イと同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

#### 6 入札方法

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 契約希望金額は、仕様書に記載する導入業務に掛かる費用と5年間（60か月）の運用業務に掛かる費用の積算により見積もること。

(3) 契約希望金額を見積もる際、数量が確定せず単価契約となる項目については仕様書の別表1に記載する予定数量等に従い見積もること。

(4) 郵便による入札書の提出は認めない。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コン

ソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局会計課の職員が立ち会うものとする。

#### 11 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、価格をもって入札し、入札価格が和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局会計課の職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札決定後から契約を締結するまでの間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3281

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メールアドレス e1201001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手續の停止等があり得る。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction and operation of cash register with cashless settlement function

- (2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 20 September 2023

- (3) Contact point for the notice :

Accounting Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3281

FAX 073-423-3502

e-mail e1201001@pref.wakayama.lg.jp